資料１－１

# 静岡市障害者自立支援協議会設置要綱

（設置）

第１条　静岡市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の３第１項の規定に基づき、静岡市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）法第89条の３第２項に規定すること。

（２）相談支援事業の実施（委託相談支援事業者の評価を含む。）に関する協議。

（３）相談支援に係る困難事例への対応の在り方に関する協議。

（４）障害者の自立支援に係る地域の社会資源の開発、改善等に関する協議。

（５）法第88条第１項に規定する障害福祉計画の策定又は変更に関して意見を述べること。

（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

（組織）

第３条　協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

（１）障害者福祉に関する相談支援事業者の職員

（２）障害福祉サービス事業者の職員

（３）保健・医療関係者

（４）教育関係者

（５）雇用・就労関係者

（６）障害者関係団体の代表者

（７）学識経験を有する者

（８）関係行政機関の職員

（９）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

（任期等）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に、会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　副会長は、委員のうちから会長が指名する。

４　会長は、協議会の会議の議長となり、会務を総理する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集する。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第７条　協議会は、第２条に規定する所掌事項について必要な調査、検討等を行わせるため部会を置くことができる。

２　部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（関係者の意見聴取）

第８条　会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第９条　協議会の庶務は、保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課及び保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所精神保健福祉課において処理する。

（雑則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

【参考】

**（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律**

**（協議会の設置）**

第八十九条の三　地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

２　前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

**（２）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の３第１項に規定する協議会の設置運営に当たっての留意事項について」（抜粋）**

（平成 25 年３月 28 日障障発 0328 第１号　厚生労働省・援護局　障害保健福祉部障害福祉課長名）

**１ 協議会の基本的な役割**

①　地方公共団体は、協議会において、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

②　協議会の場で明らかとなった課題等を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会資源を含めた地域における障害者等の支援体制の整備に努めること、また、その検討に当たっては、課題別の専門部会を設置する等、地域の実情に応じた活動の活性化に向けた取組を行う。

③　協議会は、障害福祉計画の進捗状況を把握し、必要に応じて障害福祉計画に係る助言等を行うとともに、市町村は、障害福祉計画の作成や変更に当たり協議会の意見を聴く仕組みを構築すること。

**２ 協議会の設置運営に当たっての留意点**

設置運営の基本的事項

指定相談支援事業者が協議会に積極的に関与することが必要であり、特に、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが協議会の運営の中心的な役割を担うことにより効果的に運営を行っていく。